

昨今の企業統治に対して大きな関心が集まっている。ファイナンス、会計学、経営学、法律学に関連する研究者だけでなく、企業実務家からもさまざまな議論がなされている。特に、昨今のルノー・日産の会長であったカルロス・ゴーン氏をめぐる問題は、数多くのメディアから注目を集めた。日産の再建に成功したカリスマ経営者と評されたゴーン氏の知名度から、さ

経営者報酬をめぐる問題

企業統治の

視点から議論を

さまざまな議論がなされているが、経営者報酬と企業統治の関連する報道は数多く見られた。今回は、企業統治の観点から経営者報酬について考察してみたい。



名古屋大学大学院
経済学研究科准教授

渡辺 直樹

わたなべ・なおき ファイナン
ス。大阪大学大学院国際公共政策
研究科修了。博士(国際公共政策)。
1979年生まれ。

経営者報酬はどのようなものか? についてなじみのない方もいるかもしれない。企業経営では、売り上げから諸費用や税金などを支払って残った分を利益とみなし、その利益を分配することができる。利益の主な分配先として、株主への分配(配当・自社株買いや、企業の留保(内部留保)、そして経営者への分配(経営者報酬)があげられる。会計規則などにおいて利益の計算方法は細かく規定されており、計算された利益を決算として利害関係者(ステークホルダー)に伝えられる。一方で、経営者への分配を含めた利益の配分については、法令上の規定はあるものの、基本的には企業ごとの判断に任されている状況にある。

経営者報酬を扱う学術面からも、欧米を中心に数多くの研究がなされているが、わが国と欧米の間で大きな違いが指摘されている。欧米の経営者の報酬は、わが国と比較するとかなり高額になる。このため、日本企業が有能な外国人を役員として登用する場合、欧米の認識の違いなどから、欧米水準の報酬を支払う企業もあるようである。

ただし、学術面から経営者報酬の設計に経営者からの独立性が高い取締役が関与する必要があると指摘されている。かつてエンロン事件を起した経営者のように、自らの報酬設計に影響を与えられる状況では、経営者報酬はインセンティブとして機能しない可能性がある。日産の取締役会でも、近年まで独立性の高い取締役があまり選任されていなかったようである。経営者報酬を議論する場合は、ただ報酬額の大きさに注目するだけでなく、取締役会の独立性など企業統治との関連から議論されるべきであろう。

経営者報酬の支払い額の

